

「広報那須」のモニターを募集します

- ▼より良い広報紙を作るため、広報モニターを公募します。
- ▼資格 町に住所を有する満20歳以上の方
- ▼募集人数 5人以内
- ▼選考 地区、性別、年齢構成等を考慮の上、選考します。
- ▼委嘱期間 委嘱の日々令和8年3月31日
- ▼職務 町民の身近な活動や情報を提供する。広報紙に対する意見や提案などを行う。
- ▼申込方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し提出してください。※応募用紙は企画政策課（本庁3階、ホームページで取得できます）。



▼募集期間 3月14日(金)まで
▼申込み・問合せ
企画政策課広報広聴係
☎72・6935

新たに地域活性化起業人が着任しました



1月6日、再生可能エネルギーの普及および自動運転実証調査、リビングラボの推進、二地域居住の促進など、リビング推進プロジェクトの官民連携を目的に、スマートグリーンエネルギー株式会社（東京都千代田区）から榎本裕介氏を新たに地域活性化起業人に委嘱しました。

「地域活性化起業人」とは、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、その知見を生かし、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化等の業務に取り組み制度です。町では、テレワークの普及などに伴う地方移住への関心の高まりに対し、地方への新たな人の流れを創出し、将来的な移住定住や企業誘致につなげることを目指しています。

▼問合せ
ふるさと定住課事業推進係
☎72・6955

児童手当制度改正に伴う手続き

令和6年10月に所得制限の撤廃や高校生年代への対象拡大など児童手当制度が改正されました。

これにより新たに対象となる方や増額改定の対象となる方（大学生年代の子を養育しており、算定対象児童が3人以上いる場合など）は請求手続きが必要です。

令和7年3月31日までに請求した場合場合は令和6年10月にさかのぼって手当が支給されますが、令和7年4月1日以降に請求した場合場合は請求した日の翌月分からの支給となります。対象となる方はお早めにお手続きください。

▼問合せ 住民生活課住民年金係
☎72・6908



詳しくはこちらホームページ

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受け取るには申請が必要です

○児童扶養手当 父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給します。

▼対象 次のいずれかに該当する18歳になった後の最初の3月31日までの児童を監護・養育している方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・母が未婚の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定程度の重度の障がいの状態にある児童 など
- 特別児童扶養手当 精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護する父母または、その児童を養育している方に支給します。
- ▼対象 精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父母または、その児童を養育している方
- 共通事項
- ▼新たに申請する方 認定請求（申請）が必要です。請求が遅れると、手当の支給が遅れる場合があります。また、所得が限度額を上回っていたこと等により申請をしなかった方は、その後の住所や所得の変動等により手当を受給できる場合がありますので、ご相談ください。
- ▼所得制限 受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合など、状況により支給されない場合があります。
- ▼問合せ 住民生活課住民年金係
☎72・6908



児童扶養手当



特別児童扶養手当